

障がい者自動車運転免許取得費補助事業

出雲市では、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が普通自動車運転免許および大型特殊自動車免許(第一種運転免許に限る)の取得を助長し、障がい者の就労など積極的な社会活動への参加を促進するため、運転免許取得に要した費用の一部を補助します。



補助対象者

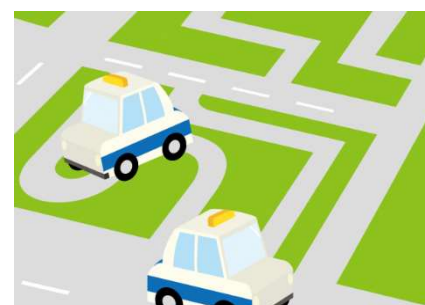
次の全てに該当する方

1. 申請する日の6か月前から引き続き出雲市に住所のある**身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳**をお持ちの方
2. 過去に運転免許を受けた後、自己の責任において当該免許を失効させ、または当該免許の取消しの行政処分を受けた者でない方
3. 自動車教習所から卒業証明書の交付を受け、かつ、卒業証明書によりその一部を免除された運転免許試験に合格し、運転免許証の交付を受けた方
4. 運転免許取得により社会活動への参加に効果があると認められる方
5. 国、県などの同様の補助などを受けていない方

補助対象経費

指定自動車教習所がかかった次の費用

1. 入所料
2. 技能及び学科教習料(正規の教習時間に限る)、夜間加算料
3. 修了検定料及び卒業検定料(入所後最初に受けるものに限る)



補助額

10万円を限度として、対象経費の2/3以内

申請方法

自動車運転免許を取得した日から**1年以内**に次の書類を提出してください。

1. 障がい者自動車運転免許取得費補助金交付申請書
2. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の写し
3. 運転免許証の写し(表及び裏)
4. 教習料金等受領証明書(自動車教習所で証明してもらいます)
5. 本人名義の通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、口座名義のカナ表記の確認できるページ)



申請・問い合わせ先

出雲市役所福祉推進課

〒693-8530 出雲市今市町70番地

電話 0853-21-6959 FAX 0853-21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp